

住居表示の届出が オンライン でできます

パソコンやスマホから時間、曜日、場所を選ばずいつでも届出できます。

オンライン届出のほか、窓口届出・郵送届出もこれまでと同じようにできます※

対象となる方

住居表示実施地区内で建物を新築・改築された方

1 届出のタイミング

玄関から公道への出入り口の位置が確定したら届出してください。

2 オンライン届出に必要なもの

- ✓ 案内図（建物の場所がわかるもの）
 - ✓ 配置図（敷地内の建物位置がわかるもの）
 - ✓ 平面図（玄関の位置がわかるもの）
 - ✓ 地番図（公図など土地の地番がわかるもの）
- ・各図面に玄関から公道へ通ずる経路を矢印で記入してください。
- ・オンライン届出では建物等新築（改築）届の添付は不要です。

届出はこちら

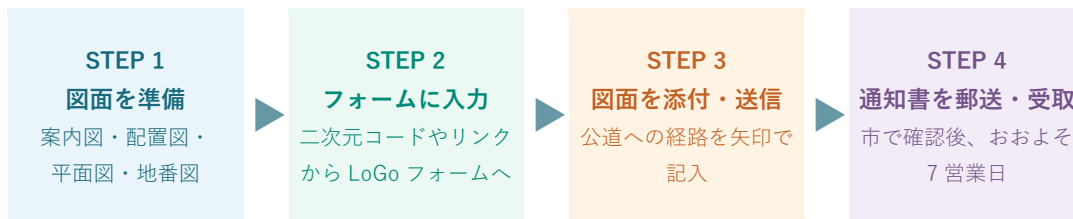


LoGo フォーム

2次元コードはスマートフォン用
パソコンからはこちら

<https://logoform.jp/form/dWZu/1433073>

3 オンライン届出の流れ



4 各種届出方法

オンライン届出	郵送届出	窓口届出
パソコン・スマートフォンから届出できます	〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目 12-1 前橋市 市民課 住民係住居表示担当あて	前橋市役所 本庁舎 1 階 市民課 5 番窓口 受付時間は平日午前 9 時から午後 5 時

※郵送・窓口届出の詳細については、ホームページをご確認ください

ホームページ URL

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/shimin/shimin/shinseisho/6797.html>

